

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策【7項目】

(1) 就労支援施策の強化について

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

(回答)

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された支援策と連携できるよう、就労等相談支援を行ってまいります。特に、ひきこもり等により、社会参加に向けた支援を必要とする方は、その状態、ニーズに合わせた支援が必要であり、また多くの場合生活困窮の問題も内在していることから、生活困窮者自立支援相談と一体的に行うことで、相談支援体制を充実してまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

(回答)

「地域労働ネットワーク」の活動が活性化され、コロナ禍の状況に沿った事業展開ができるよう府に要望してまいります。

また、新型コロナウイルスにおいて悪化する労働環境の中であっても、生活困窮者自立支援制度と一体的な就労支援を行うなど、相談者への適切かつ効果的な助言・援助を行ってまいります。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

(回答)

障害のある方の就労に関する相談については、職業準備訓練から就職・職場定着に至る

までの相談・支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田等の専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。

障害のある方の雇用促進には、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義及び障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解を促すよう、大阪府や大阪障害者職業センター等が実施する事業者向けの研修を今後も周知してまいります。また、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し努めてまいります。

<継続>

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

(回答)

本市においては、貝塚市男女共同参画計画〈第3期〉コスモスプランに基づき、令和4年度末までに目標を達成するべく、女性活躍の推進に向けて庁内関係部署と連携した取り組みを行ってまいります。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民向けセミナーの開催や、市広報やホームページ・庁舎内掲示板等を媒体とした市民への啓発活動に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

(回答)

働き方改革関連法及び改正労働施策総合推進法の内容については、大阪府や貝塚商工会議所とも連携し周知しております。また、本市も所属している泉南地域労働行政機関運営委員会において各種雇用労働問題に関する講座を開催し労働法制の周知に努めており、労働相談を受けた場合には、大阪府や大阪労働局など専門機関への紹介を引き続き行ってまいります。

<継続>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOな

どと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

(回答)

外国人向けの就労相談等については、多言語化に対応したハローワークの専門部門等とも連携した上で、生活支援と同様に、他の自治体の事例を参考にし、可能な限り相談者に寄り添い配慮した相談支援を行ってまいります。

また、厚生労働省が定める外国人労働者問題啓発月間での周知・啓発の協力や、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や大阪労働局の「外国人労働者相談コーナー」への案内など、適切な対応に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、翻訳機能を備えている本市ホームページにおいて掲載内容の充実に努めてまいります。

<継続>

(4) 治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

(回答)

産業保健総合支援センターが専門の相談員を配置して実施している治療と仕事の両立支援について、市民への周知に努めてまいります。また、ハローワークと連携し、治療等のためにやむを得ず離職・転職を余儀なくされたかたに対しても、ハローワークの長期療養者就職支援事業を紹介するなど、引き続き状況に合った相談窓口を案内してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策【7項目】

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(回答)

本市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、ものづくり産業の維持・強化を図っております。

インストラクターの養成については考えておりませんが、厚生労働省が創設した「ものづくりマイスター制度」の周知を引き続き行ってまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心を持てるような機会を与えると同時に、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

(回答)

中高生からものづくりに関心を持てるような機会や技能五輪大会出場選手を輩出させる企業への助成について研究するとともに、中小企業で働く若者が技能五輪大会に参加しやすいよう周知に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

(回答)

本市で実施している小規模事業者向けの制度融資の斡旋や信用保証料の補助制度について、市広報やホームページにて周知するとともに、引き続き制度を運用してまいります。

大阪府が実施する中小企業向けの融資制度についても、認定書発行手続きを速やかに行い、中小企業者が融資制度を利用しやすいよう努めてまいります。また、認定書申請件数の大阪府への報告などにより、中小企業者が置かれている実態に則して制度が運用されるよう促してまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

(回答)

貝塚商工会議所と連携しながら中小企業の事業継続計画（BCP）の策定支援に引き続き

努めてまいります。また、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に沿いながら、小規模事業者の防災・減災対策を引き続き推進してまいります。

また、BCP 策定に対する本市独自の優遇措置は考えておりませんが、中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置について貝塚商工会議所と連携しながら周知に努めてまいります。

< 継続 >

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

(回答)

下請取引適正化の推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携して関係法令を周知しております。また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターと連携しながら、下請法違反等の行為による「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発と相談窓口の案内に努めてまいります。

< 継続 >

(3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について

公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(回答)

総合評価入札制度については、平成 28 年度から建設工事において試行導入しています。また、公契約条例の制定については、近隣自治体の動向を注視してまいります。

< 継続 >

(4) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、用途の分野については、貝塚市の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

(回答)

本市では、ふるさと納税に関し、ふるさと納税ポータルサイトでの広告、テレビ番組での商品紹介等、PRに力を入れているところです。また、地域活性化に資するよう、「教育と子育てのまち貝塚」、「笑顔あふれる福祉のまち貝塚」、「医療の充実に取り組むまち貝塚」、

「スポーツ振興のまち貝塚」、「自然や環境にやさしいまち貝塚」、「歴史、文化の薫りただよふまち貝塚」、「安全、安心のまち貝塚」、「公共交通に関する事業」、「市長におまかせ」の9つの使途から選んでいただき、各種事業に活用してるところです。今後におきましても、より一層のPR、本市の地域活性化に資するより適切な運用を行ってまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策【14項目】

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画 2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

サービス事業者への指導・助言や、利用者が介護保険サービスを適切に選択するために必要な情報の公開を行うことで介護サービスの質の向上を図っております。

また、日常生活圏域における地域ニーズを的確に把握し、引き続き介護サービスの基盤整備に努めてまいります。

地域包括ケアシステムの整備推進に対して被保険者等の声を反映するために、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施いたします。

「大阪府高齢者計画 2021」は、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する計画でありますので、本市の介護保険事業計画が円滑に推進されるよう、大阪府に必要な支援及び適切な援助を求めてまいります。

地域包括ケアシステムに関する情報は、介護保険事業計画に盛り込んでおり、広報紙やホームページでも周知しておりますが、加えて市民向けの講座などの機会を活用し適切に周知してまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA 世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

(回答)

本市で実施しているがん検診については、国の「がん予防重点健康教育及び検診実施のための指針」に基づき、乳がん検診については、40歳以上を対象に2年に1回、子宮頸がん検診については、20歳以上を対象に2年に1回実施しており、これを改定する考えはありません。

特定健康診査の受診率向上については、受診者にとって魅力ある健診とすべく、健診項目の充実を図るよう国に要望しており、かつ、コールセンターによる未受診者に対する勧奨も行っています。また、インターネット予約システムを導入し、健診予約の利便性の向上を図っています。若年世代の受診機会に対しては、30歳以上の国保加入者に「人間ドック受診」を案内しているところです。

「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況の検証については、大阪府が主体的に行うべきものであると認識していることから、本市独自で検証する考えはありません。大阪版健康マイレージ事業については、特定健康診査の受診券の送付時やホームページ及び広報誌にて周知を図り、窓口での人間ドック申請時及び受診券再発行時に直接PRを行っています。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答)

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っております。また医師や看護師の負担軽減及び処遇改善については、その計画を策定し、達成度の評価、検証を業務改善委員会で実施しております。その他、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行うことで、医師の医療技術等の向上に資するよう今後も努めてまいります。

また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症対応などで、一時的に復職した者が本格的に復職できる仕組みづくりについては、医療機関に対する指導監督権限を有する国及び大阪府の役割であると認識していることから、本市独自に対応する考えはありません。

< 継続 >

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに

に、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(回答)

市立貝塚病院では、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでおります。また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足しております診療科については、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、地域間格差の解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。

また、各病院間での医療連携をさらに図ってまいります。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどの IT 導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

介護職員の待遇を改善することは離職防止に繋がるため、介護職員処遇改善加算や、介護職員等特定処遇改善加算等の制度について、ホームページ等を活用し、制度の周知を行っております。

介護サービス事業者等に対しましては、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の取扱いも含め、事業所の人員基準を満たすよう、適正な事業運営について実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導してまいります。

また、介護職場における労働環境の改善を図るための ICT 化の推進につきましても、国、府において ICT 導入支援事業が実施される場合は、介護サービス事業者に活用するよう案内を行っており、今後も引き続き周知してまいります。

さらに、大阪府下において、府と市町村介護担当課が協働し、オブザーバーとして大阪福祉人材支援センター及び市町村社会福祉協議会が参加して、地域における介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を行い、介護職のイメージアップや介護人材の確保に向けた取り組みを行っており、今後も継続してまいります。

< 継続 >

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組

みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(回答)

現在、浜手・中央・山手の3圏域3つの地域包括支援センターが、町会・自治会単位で開催される地域ケア会議や地域の集いの場に出向き、ニーズの把握、個別課題や地域課題の解決、ネットワークの構築等に努めています。今後も、地域包括支援センターの役割が十分に発揮できるよう関係機関や地域住民と連携を図りながら取り組んでまいります。また、広報や市主催のイベント、町会や民生委員・児童委員等、各種団体との関わりを通して、地域包括支援センターの役割の周知を図っております。

また、地域包括支援センターが生活支援や介護予防に関する情報発信を円滑に実施できるように支援しているところです。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

(回答)

本市の待機児童については、4月1日時点で、発生していない状況が平成22年度から続いています。令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の子どもや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用の見込みも含め検討し、新たな教育・保育施設の整備はしないこととしています。

ただし、今後の保育ニーズの高まりに対応するため、既存の幼稚園及び保育所の認定こども園化や定員増に伴う増改築などの施設整備につきましては、国・府と連携し推進しています。

次に、障がいのある児童の受入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しておりますが、引き続き保育の質の向上を図ってまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支

援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

(回答)

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士等の確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ」及び「処遇改善加算Ⅱ」の制度の周知に努めており、処遇改善を図っております。また、保育士確保の環境整備の支援については今後、国・府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

病児・病後児保育体制の整備として、本市は現在、民間の事業者に委託しています。その施設の利用状況は、1日の定員3名、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たな整備の考えはありません。ネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備などについては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。

次に、延長保育については、市内の全保育施設で実施しており、休日保育については、市内1施設が実施しているところです。

夜間保育については、現在実施しておりません。これは本市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、市民のニーズがなかったことによるものです。

いずれにつきましても、今後も本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでいきます。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(回答)

企業主導型保育事業対象の認可外保育施設については、毎年1回は立入調査を行い、認可外保育施設指導監督基準に基づいた指導を行っております。また、施設開設時には現地

確認を行い、基準に基づいた助言等を早期に行うことにより、より良い保育を利用者に提供してもらえるよう努めております。

次に、認可施設への移行については、令和2年3月策定の「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」で新たな教育・保育施設の整備はしないこととしておりますことから、現在のところ移行を進める考えはありません。

< 継続 >

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

(回答)

子どもの貧困対策を進めるには、子どもの事を第一に考えた適切な支援を、包括的かつ早期に講じることが重要であり、関係部局が連携し、生活支援・教育支援・孤立化防止などの総合的な取組が必要であると考えております。さらに、地域を含め社会全体で取り組んでいくためには、民間企業やNPO法人、地域ボランティアなどと連携していくことも、必要であります。

本市では、令和2年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、困難を抱える子育て世帯の把握と支援を行っております。また、子どもや保護者の地域での居場所作りとして、地域ぐるみで子どもや家庭を見守ることができるよう、子ども食堂に対し様々な支援を行っております。令和3年度には、市民や企業からの食材提供の仲介、フードドライブ支援、補助金の増額などを実施しました。

また、市内に生活困窮者自立相談支援の窓口を設置し、関係部署と連携を取りながら包括的体制をとっております。家庭児童相談部局では、要保護児童対策地域協議会の構成機関で連携をしながら、ひとり親などで支援を要する家庭についての早期把握に努めております。

今年度は、つながりの場作り緊急支援事業として、地域において子ども食堂や子どもに関わる団体がつながる場として、年度末に親子での舞台鑑賞を予定しており、多くの団体が、子どもを中心としてつながっていくしくみ作りを実施いたします。

< 継続 >

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の

専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置しました。職員(保育士)2名の増員をして、子育て世代包括支援センターを包含し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行えるワンストップ体制を構築しました。令和3年度においては、子ども家庭支援員が保育・教育機関等の関係機関を巡回しながら、要支援・要保護児童の早期発見や職員の方々に対する助言指導を行っており、関係機関とより密な連携に努めております。

相談業務を担う職員の専門性を高めるためには、大阪府をはじめとした関係機関が実施する各種研修会に職員を派遣して、適切な支援を行うための能力向上に努めております。OJT研修におきましても、内容・回数など、より充実したものに努めております。

また、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎の懸垂幕、オレンジリボンツリー、駅前の電光掲示板等さまざまな媒体を使って広く児童虐待防止の啓発を実施しております。加えて市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズ、リーフレットなどを配布することで、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待の未然防止に努めております。

<継続>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

(回答)

本市におきましては、平成18年11月、泉州地域北部の5市1町(貝塚市・高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町)で、泉州北部小児初期救急広域センター(岸和田市荒木町)を開設し、診療体制が手薄となる土曜日夜間、日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)の午前・午後・夜間について、小児(中学生以下)の救急診療を実施しており、子供の救急医療体制の確保に努めているところです。

<新規>

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

本市では、令和3年度にスマホやパソコンから簡単な質問に答えることで、こころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつなぐ取り組みを実施しているところです。また、自殺対策を行っているNPO法人から講師を招き、毎年、

ゲートキーパー養成研修会を開催しています。今後もこれらの取り組みを継続してまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策【8項目】

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21 年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

(回答)

本市で必要な教職員数の確保については、今後も府に要望してまいります。本市では出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っております。全教職員の在校等時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、教職員の欠員対策については、事前任用の対象拡大を含めて府に要望するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門人材をすべての学校へ早期に配置するよう国や府に要望してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

現行の奨学金制度の拡充について、国に要望してまいります。地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度を含めた市独自の返済支援制度については、今後の課題であると考えております。コロナ禍において返済困難な労働者に対しては、返還計画の見直しも視野に入れた相談を行っております。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

(回答)

ヘイトスピーチをはじめあらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別についても広報により合わせて啓発してまいります。SNS やインターネット上の差別の実態の把握については、今後検討してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。

(回答)

令和2年9月から貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入し、制度の周知及びLGBT等セクシュアル・マイノリティのかたへの理解促進にむけた啓発に取り組んでいるところです。今後も性の多様性を認め合える社会の実現に向けて、大阪府の「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を参考に、引き続き市民への周知、啓発を行ってまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

本市においては、毎年6月の就職差別撤廃月間に貝塚市企業人権協議会と連携し街頭での啓発を行い、広く周知に努めているところです。

また、貝塚市企業人権協議会を通して、大阪企業人権協議会が主催する様々な人権研修会の案内や、市と貝塚市企業人権協議会共催のじんけん入門セミナーの中で1コマを企業向けの内容で開催し、人権について学ぶ機会を提供しています。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、市の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥って

いないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

(回答)

本市財政においては、令和2年度の市税収入が対前年度比1.9%の減少となったほか、市民の生活を守るための支援や感染拡大防止に臨時の費用を要するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、行財政改革計画である第二次貝塚新生プランに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国府の財政措置等を効果的に活用した結果、令和2年度決算においては、実質収支の黒字とともに実質単年度収支についても黒字決算となったところです。

今後は、引き続き第三次貝塚新生プランに取り組むとともに、国府に対しては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、必要な財政措置を迅速に講じるよう要望してまいります。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティーネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

(回答)

令和4年5月の新庁舎の供用開始に合わせ、窓口申請システムを導入します。このシステムでは、インターネットにより自宅において必要な行政手続きを事前に申請し、来庁時には生成されたQRコードを提示するだけで、申請書を迅速に作成できる機能を備えています。また、自宅においてマイナンバーカードを活用し、来庁することなく電子申請できる機能も備えているため、手続きの簡素化や迅速化を図れ、デジタルセーフティーネットの構築に寄与するだけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大対策にもつながるものと考えております。

デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、国の取り組みとして、今年度から令和7年度までの5年間において、スマートフォンを利用した行政手続きや利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の説明会を、全国の携帯電話販売店などで実施していくと仄聞していることから、本市もこの国の事業と連携を図りながら、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。

市が主催する会議等において、参集と併用したオンラインによる参加体制については、現在WEB会議システムZOOM(ズーム)を活用し、コロナ禍のもと、各種委員会などの会議の主催において、参集と併用したオンラインによる参加で開催した実績がございます。今後もこの体制を維持しながら、市が主催する会議等でオンラインによる参加もできるよう努めてまいります。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

（回答）

本市では、令和3年10月執行の大阪府議会議員補欠選挙より南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えております。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所の設置や期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げなど投票時間変更、投票所を設置する施設の公募については考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、立候補締切から投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、また、これまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名等を記載することができない選挙人については、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、記号式投票の導入は考えておりません。当面、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

不在者投票手続きのうち、投票用紙等の請求については、平成28年総務省の規則改正により郵便による請求のほかにオンラインによる請求が可能とされたことから研究してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策【6項目】

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

（回答）

本市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、昨年及び本年の広報かいつか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載し、ホームページにおいては、「3010運動」についての推奨も行い、啓発に取り組んでいます。

その他の食品ロス削減に向けた課題につきましても、「一般廃棄物処理基本計画」に基づ

き、啓発活動等を実施してまいりたいと考えています。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

大阪府では、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」及び2020年3月31日に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、大阪府環境審議会内に食品ロス削減推進計画部会を設置し、2021年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定しました。

本市といたしましては、大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取組みのあり方について、研究をしてまいります。

本市では、食に困っている方に直接食糧を提供する事業は行っておりませんが、先進事例等を参考に研究してまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

本市では、悪質クレーム対策に特化した取組は行っていませんが、市内商業施設や公共施設に消費者問題に関する様々なパンフレット等の配架や広報紙及びホームページへの記事掲載を通じて、消費者への情報提供、啓発に努めております。また、消費者教育の一環として、講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでおります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(回答)

本市では、特殊詐欺や悪徳商法の撲滅を目的に、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、市内の商業施設や公共施設にパンフレット等を配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺に対する注意喚起についても、昨年度に引き続き実施しております。さらに警察と連携し、年金支給日に合わせた街頭啓発活動に取り組んでおります。

また、特殊詐欺被害の防止を図るため、平成 29 年度から、警察などが収集した迷惑電話番号（特殊詐欺関連）を自動的に拒否できる装置を高齢者に無料で貸し出す事業を実施しており、今後も継続してまいります。

<新規>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

本市では、平成 18 年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、市の事務事業に関する貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定して全庁的に取り組んでいるところです。また、市民に対しても、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業において、市内の住宅への太陽光発電設備などの設置を促進するとともに、環境学習などで地球温暖化についての意識喚起を促しております。

大阪府地球温暖化実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。

また、商工会議所等の産業界とも連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国・府の制度や計画をふまえて、必要に応じて支援の強化を検討してまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところです。

再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定については考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策【11項目】

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

本市の主要5駅のうち、南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅の4駅は、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了しております。

残るJR東貝塚駅につきましても、西日本旅客鉄道株式会社が令和5年度完了に向けて事業に着手しており、整備費用について応分の負担を市として行っております。

なお、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修等に対する財政支援については考えておりません。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成については、考えておりません。なお、高齢者や障害者の方をはじめとしたすべての人の移動の安全性を向上させるための取り組みを市民・企業・行政が協働して、進めてまいります。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所

から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

(回答)

令和3年2月に「貝塚市通学路交通安全プログラム」の改定により、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路も含め、関係機関と連携を取りながら、子どもの移動経路の安全確保を図っております。

対策箇所の把握と対策を効率的、効果的に行うため、認定こども園等の各施設から子どもの移動経路の改善要望を受け、危険箇所を把握した後、対象施設関係者、道路管理者及び地元警察署とともに合同点検を実施、対策箇所の改善を行っております。

「キッズゾーン」については、現在のところ対象施設からの要望等もないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

(回答)

本市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業所に配布してきました。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催、地域の防災訓練への職員の参加及び支援等を行い、地域防災力の向上に努めております。

台風接近に伴う風水害等は、あらかじめ予測ができるため、住民が自主的に気象情報や避難情報を取得し、安全な時に避難を開始していただくための取組みとして、地域における「コミュニティ・タイムライン（事前防災行動計画）」の策定に取り組んでおります。

避難情報等の伝達につきましては、防災行政無線やエリアメール、市のホームページ、SNS等の複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めているところです。

災害発生時の被害の低減のためにも、地域での共助の要となる自主防災組織の育成が重要と考え、資機材の助成や活動費の補助制度を活用し、自主的な活動を促進しています。

また、新型コロナウイルス感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院等と連携を深めてまいります。

次に、本市では、毎年度、「避難行動要支援者名簿」を更新しております。町会・自治会の中には、個人情報の保護に留意したうえで、個別支援計画に基づき、訓練時、要支援者に避難行動の声かけや支援を行っているところもあり、他の町会・自治会にもこれらの事

例を紹介し、発災時に要援護者が安全に避難できるよう努めてまいります。

さらに、災害発生時に見やすくわかり易く情報提供できるよう、ホームページ掲載内容の工夫を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災計画の改定については、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の改定内容を確認し、必要に応じて対応してまいります。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

地震発生時の初期初動体制については、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むために、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。

災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも府域の自治体全体の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。

また、今年度には市内の事業所や市民を対象に改訂版防災ガイドブックを配布し防災意識の啓発に努めました。今後も防災講座等様々な手法で災害への対策に努めてまいります。

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

令和3年7月に想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップを作成し、市内の全世帯、事業所へ配布しました。

また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、認識度に係るアンケートなど様々な手法により周知・情報提供してまいります。

さらに、避難情報の意味や避難の手順について、広報かいつかやホームページ、防災講座等を通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。

なお、斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の維持管理については、大阪府が事業主体となりますことから、要望について大阪府に伝えてまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

大型台風等大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業等が自主的に判断するものであり、基準を設けることは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止される可能性があることについて、防災講座等を通じて啓発してまいります。

災害発生時の避難者の生活場所となる避難所での新型コロナウイルス感染症への対策として、パーティションや簡易ベッド、マスクや消毒液の備蓄を進めました。

また、避難所は密になりやすいため、指定避難所以外の安全な場所にある親戚や知人宅等への避難についても、災害発生前から検討するよう啓発を進めております。

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

<新規>

①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

(回答)

鉄道被災の復旧については、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府と連携し、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象

やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

本市では、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発について努めております。

なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などに対する支援措置については、現在のところ考えておりません。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答)

本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形で福祉型コミュニティバスを運行させており、市役所、商業施設、病院等への移動手段は確保されております。移動販売や商業施設の開設・運営支援については、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから現状考えておりませんが、当該事業の動向を注視してまいります。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」に参加し先進事例の情報収集などを行っているところです。

<継続>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

本市では、令和元年度から令和10年度までの本市水道事業の基本計画である「かいづか水道ビジョン2019」を策定しております。ビジョンの策定にあたっては、市民生活に欠かせないライフラインでもある水道水を持続的・安定的に供給していくため、「安全」「強靱」

「持続」の観点から本市水道事業の現状を分析、評価したうえで、中長期的な視点で目指すべき将来像を描き、具体的な取り組みを検討しました。

労働条件改善に向けた取り組みにつきましては、現状の課題を認識したうえで、当該計画に基づき取り組みを進めているところです。

また、地域住民への説明につきましては、当該計画の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど積極的な情報公開に努めております。

公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はありません。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策【12項目】

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

(回答)

市立貝塚病院では、大阪府からの要請に基づき、軽症中等症の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れております。また、治療に当たって、病院の規模や専門性などの特色に応じて機能分担を図っており、各医療機関との間で連携を行っております。

また、感染症拡大などの緊急時に対応するための医療提供体制の確保や、医療機関連携等の強化については、従来から大阪府市長会を通じ、国及び大阪府に対し要望しているところです。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染者が宿泊療養するためのホテル等の確保や、当該施設従業員の感染防止対策を含めた運営などに関することについては、大阪府が行うことになっておりますことから、本市独自に対応する考えはありません。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に押し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(回答)

本市域における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのPCR検査体制の拡充や、感染者の濃厚接触者に対する迅速なPCR検査の実施については、大阪府岸和田保健所がその役割を担っているところですが、本市独自に、症状のない市民のかたを対象に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と社会経済活動の促進を図るため、無料でPCR検査を受検できる「貝塚市PCRセンター」を設置しています。

また、大阪府においては、高齢者施設等の従事者や利用者等に対する迅速なPCR検査実施体制を確保するため、「高齢者施設等スマホ検査センター」を開設し、社会福祉施設等におけるクラスター発生を未然防止に努めているところです。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(回答)

感染予防のための物資購入に対する助成の考えはありませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金など事業者の業種によっては国等の補助金の対象となる場合があることから、制度の周知に努めてまいります。

時差出勤やテレワークなど通勤及びオフィスワークにおける感染防止については、厚生労働省が定めるガイドラインの周知及び啓発に努めるとともに、貝塚商工会議所と連携し、中小企業者等の相談に対応してまいります。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

(回答)

大阪府に対し緊急事態宣言が発出された際や、まん延防止等重点措置の適用が決定された場合などについては、その内容について、速やかにホームページに記事を掲載し、市民への迅速な情報提供に努めているところです。

また、宣言や措置の実効性を高めるため、ホームページに市長メッセージを掲載し、市民や事業者等に対する感染防止対策への協力の呼びかけを行っています。

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(回答)

新型コロナワクチン接種に関し、大阪府とは、日常的に連携を密にしており、追加接種(3回目接種)の実施に際しても、国からのワクチン供給を含め、円滑な接種推進に向け、引き続き、連携の強化を図ってまいります。

また、ワクチン接種に伴う副反応情報については、厚生労働省公表の情報をホームページに掲載し、市民への情報提供に努めているところです。

<新規>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健センターに求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

(回答)

今年度、主に新型コロナウイルス感染症対策に携わっている健康推進課には、正規職員を4月と10月に1名ずつ合計2名増員しており、会計年度任用職員の看護師2名と事務補助4名を、新型コロナウイルス感染症への対応として任用しています。引き続き、体制整備に努めてまいります。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(回答)

本市におきましては、広報かいつかやホームページにて、ワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症に関連した差別に対して、人権に配慮した冷静な対応をいただくよう市

民に呼びかけてきたところです。12月の人権週間には、コロナ禍において起きたSNS上での誹謗中傷など新型コロナウイルス感染症差別をテーマとした市民対象の講演会を開催しました。今後におきましても、必要に応じ情報発信してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(回答)

雇用調整助成金については、国の制度であることから、本市に継続の決定権はございません。財源につきましても国が適切に判断するものと考えております。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(回答)

各種支援制度を市ホームページや市広報に掲載し、市民のかたへの周知を図っています。また、雇用調整助成金については、ハローワークと連携し制度の周知を行い、市窓口での相談者にはハローワークへの紹介を行っているほか、大阪府が実施する営業時間短縮等協力金をはじめとする支援制度については、オンライン申請が困難なかたのために申請書類を市窓口を設置するなど、制度の認知度を高め、迅速に支援が届くよう取り組んでいます。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続

きを簡素化すること。

(回答)

本市では、生活困窮者自立支援制度と地域就労相談を一体的に実施しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で失業・休業されたかたや、減収により生活に困窮されているかたに対し、それぞれの実情に合わせた相談支援を行っております。「ひとり親」家庭についても、必要に応じて関係機関と連携しながら、多面的に支援を行っております。

住居確保給付金の延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長について、現時点で国に要望を行う予定はありませんが、制度の周知については、当該制度の関係部署において、ホームページへの掲載など、周知に努めてまいります。

今後も住居確保給付金や家計改善相談など、支援を必要とするかたに適切な支援メニューを助言・提案し、相談者一人ひとりに寄り添った相談支援ができるよう努めてまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(回答)

国や府に対し支援施策についての要望を行ってまいります。

8. 大阪南地域協議会独自要請【3項目】

(1) 国庫補助金が打ち切られた後の各自治体における財政状況について

コロナ禍における低迷業種へのコロナ収束後の経済支援について、新型コロナに伴う国庫補助金が打ち切られた後の各自治体の考え方について回答いただきたい。

併せて各自治体における財政状況について、連合大阪南地域協議会「首長との政策懇談会」において報告をいただいたが、今後の展望を示されたい。

(回答)

コロナ禍における低迷業種に絞った本市独自の支援は考えておりませんが、コロナ収束後も中小企業を中心に当面経済支援が必要である想定されるため、国、府に対し支援策の要望を行ってまいります。

今後の財政状況については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入の減少を見込むものの、国府の財政措置を効果的に活用するとともに、ふるさと納税をはじめとした税外収入の確保や、歳出における事業費の適正化を進めるなどにより、収支均衡を図ってまいります。

令和4年度以降においても、引き続き着実に第三次貝塚新生プランに取り組むなどにより、安定して持続可能な行財政基盤の構築に向け取り組んでまいります。

(2) 若年女性（子育て世代）の減少（流出）に対する各自治体の政策について

大阪南地域管内の各自治体において、これまでも積極的に人口減少対策を講じられていると思われるが、とりわけ、若年女性（子育て世代）の減少（流出）が見受けられる。今後の展望（人口減少に歯止めをかけなければ自治体の存亡危機に関わるという認識）をどのように考えておられるか伺いたい。

また、現在の具体的政策として下記の各制度について、実施状況を伺いたい。

①妊産婦への助成制度 ②子育て支援制度 ③子ども医療助成制度 ④定住促進制度

更に、男性育児支援策について、啓蒙活動、相談コーナー設置等についても、実施状況を伺いたい。

（回答）

本市においても、人口減少問題を解決すべく、昨年度、第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種事業に取り組んでいるところです。

①妊産婦への助成制度として、妊娠届提出時、母子健康手帳と一緒に、計116,840円分の妊婦健康診査受診券の交付及び1人10,000円の妊婦に対するタクシー乗車券配付を行っております。

②子育て支援制度については、4月1日現在において満0歳から満2歳までの間にある子どもおよび妊娠7か月の妊婦に対し、一時預かり、病児・病後児保育、任意の予防接種、ファミリーサポートセンター、家事援助に使用できる「貝塚市子育て支援サービス利用券（子育て応援券）」を交付しております。

③子ども医療助成制度については、令和3年4月より対象年齢を18歳まで拡大しております。

④定住促進制度については、貝塚市若年世帯住宅取得補助制度において、本市内で住宅を取得する場合、市外・市内からの転居者に関わらず補助を行っております。

男性育児支援策については、ママパパ教室の実施等、男性の育児参加の啓蒙等に取り組んでいるところです。

(3) ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、料金の値下げ等の努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのか伺いたい。

（回答）

本市におけるごみ収集に係る費用の市民負担につきましては、粗大ごみの有料化を平成14年度に開始し、平成16年度に家庭系可燃ごみの指定袋制による有料化の開始、平成17年度に家庭系不燃ごみの指定袋制による有料化を開始しました。その後、平成28年度に家庭系可燃ごみ袋の値上げを実施しただけであり、ごみ収集にかかる市民負担ができるだけ少なくなるよう努めているところです。

また、本市においても、日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じており、高齢者等へのごみ出し支援（ふれあい収集）を行っていくことが必要であるとの認識をしております。

今後、国や近隣市町の動向を注視するとともに福祉部局とも連携し、実施にむけて、本市にとってどのような方法が適しているのか、検討を進めてまいります。

9. 泉南地区協議会独自要請【3項目】

(1) 公共交通機関への財政支援について <継続・一部修正>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティーバス運行補助金の拡充措置を講じること。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やコミュニティーバス運行補助金の交付により、設備の充実が図られたが、利用者が減少している現状があることから、補助金の継続した支給が望まれる。

また、公共交通機関を利用した観光産業の促進について、市としての考えをお聞かせいただきたい。

(回答)

水間鉄道安全輸送設備整備費補助金及び貝塚市福祉型コミュニティーバス運行補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度と3年度に拡充措置を講じたところです。

市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も鉄道の安全輸送及びコミュニティーバス運行に対し補助をまいります。

また、令和2年度に作成した貝塚市周遊ガイドブック「KAIZUKA みちの本」において、テーマやターゲットごとに5つの観光周遊コースを設定しました。この中に公共交通機関を移動手段として利用するコースも含まれています。今後、この観光周遊コースに沿った市PR動画の制作やイベントの実施を計画しており、公共交通機関を利用した観光産業の促進にもつながると考えております。

(2) ごみ集積場所の適正管理について <継続・一部修正>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。

管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、現在の市指定袋の改良を講ずること。（縦裂け防止策として柔軟性添加物の配合、小動物対策としてカップサイシン等の配合など）

さらに、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。

(回答)

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

本市の指定ごみ袋の改良については、近隣市町の状況を確認のうえ、令和元年11月入札分の仕様内容から材質にメタロセンを10%配合すること及び厚さを0.005mm増した0.035mmに変更しております。

また、ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況であり、現時点で、ごみ飛散防止ネットの無償貸与や助成制度についての考えはございませんが、近隣市町の状況などを参考に研究してまいります。

(3) 病児保育の浜手地区への拡充 <継続>

発熱等で看護の必要がある子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。制度の認知度が高まるよう、その周知についての市としての方針を明らかにされたい。

また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一カ所のみである。

貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

病児・病後児保育事業については、平成 22 年 10 月より、民間の事業者へ委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約 750 名の受入が可能です。利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和 3 年 6 月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。